



## 為替差益の取り扱い

第182回

宮崎さん：こんにちは。みらい先生。

みらい：こんにちは。宮崎さん。お久しぶりですね。

宮崎さん：実は今年の6月に4年間のシンガポール支店勤務が終了して日本に帰国することになりました。

みらい：そうですか。そうすると今は帰国の準備で忙しいですね。

宮崎さん：そうなんです。日本に帰国する前にみらい先生にご相談したいことがあって連絡させていただきました。

実は、シンガポール勤務となった4年前からシンガポールドルでの定期預金をしていましたが、日銀の金融緩和により円安ドル高となって為替差益が70万円ほど発生しています。

日本に帰国した後に定期預金の満期を迎えるため、シンガポールドルを日本円に換金しようと思っていますが、この為替差益について日本で課税されますか。

みらい：日本に帰国した場合には宮崎さんは日本の居住者となり為替差益は日本で課税されます。

宮崎さん：非居住者期間に発生している為替差益についても課税されてしまうのですか。

みらい：為替差益はシンガポールドルを保有している時点ではまだ確定していませんが、シンガポールドルから日本円に換金した時点で為替差益が確定します。そのため、非居住者期間に発生した為替差益であっても、換金した時点で日本の居住者であれば雑所得として日本で課税されることになります。

宮崎さん：それではシンガポールドルのまま持っていたほうが良さそうですね。シンガポールの銀行で定期預金の更新をしたいと思います。

みらい：ちなみに日本に帰国して以降、海外の銀行の定期預金に係る預金利息は日本で課税の対象となりますよ。

宮崎さん：えっ！日本で課税されるんですか。

みらい：日本の銀行であれば国内で支払われるため預金利息は源泉徴収されて納税が完結しますが、海外の銀行では国外で支払われることになり源泉徴収されていないことから利子所得として申告が必要となります。ただ、給与所得者については、給与収入が2,000万円以下であれば、20万円までは他の所得があっても確定申告の必要はありません。

宮崎さん：そうですか。利息なので20万円は超えそうにありませんので安心しました。

みらい：なお、確定申告する場合には所得金額が20万円以下であっても全ての所得を申告する必要がありますので、帰国後にシンガポールドルを日本円に換金して為替差益を申告する際には定期預金の利息も忘れないで確定申告してくださいね。

宮崎さん：そうですね。今後さらに円安になるかもしれませんので、その際には日本円に換金して確定申告をしたいと思います。

みらい：為替相場の予想は難しいので相場の変動には気をつけてくださいね。

### <筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ  
みらいコンサルティング株式会社  
税理士法人みらいコンサルティング  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング  
Reanda MC 国際公認会計士共同事務所  
霞ヶ関司法書士事務所  
〒100-6004  
東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビル4階  
TEL: 81-3-3519-3970 (代)  
FAX: 81-3-3519-3971  
URL: <http://www.miraic.jp/>